

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金（3万円/1世帯） 家計急変世帯の方へお知らせ

班回覧

- 令和5年1月から10月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。（※住民税（均等割）が非課税の世帯で、3万円の給付金の対象となっている世帯は、該当になりません。）
- 令和5年8月7日（月）から、家計急変世帯の申請受付を開始しています。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

申請書を受理した日から30日以内が目安です。

支給対象と申請の有無

申請が必要です

支給対象となる世帯

予期せず、令和5年1月～10月の収入がそれ以前と比べて減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）
※世帯全員が住民税課税者から扶養を受けている世帯は対象とはなりません。

該当しない例…定年退職による収入減少、事業活動に季節性があるケースにおける通常収入を得られる時期以外を対象月として申請、あらかじめ雇用契約や制度上、収入が減少することが明らかな場合
該当する例…病気やケガなどで収入が減少、予期しない退職など
その他、不明な点があれば、ご相談ください。

提出期限 令和5年10月31日（火）（必着）

詳細は、市のホームページをご確認ください。 →→→



お問い合わせ

志布志市役所 福祉課 社会福祉係

☎ 099-474-1111 受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）